

小樽市教育大綱について（令和元年度～）

1 大綱の策定について

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（目指すべき姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。

なお、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画やその他の計画を既に定めており、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると考えられる場合で、総合教育会議において、当該計画の該当部分をもって大綱に代えることと判断した場合には、新たな大綱を策定する必要はないとされています（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日付26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知））。

2 本市の大綱策定について

本市においては、総合計画が行政計画の最上位計画であり、策定に当たっては、教育関係はもとより、各界各層からの関係者や公募による市民で構成される審議会等で議論を尽くし、民意を反映させ策定したものであることや、本市が策定中である教育行政に関する個別計画である「小樽市教育推進計画」は、当該総合計画との整合が図られ策定されること、③上記文部科学省通知において既存の教育行政関連計画の該部分を「大綱」と位置付けることができるとされていることに鑑み、「第6次小樽市総合計画（平成21年度～平成30年度）」では、その基本計画を構成する『まちづくり 5つのテーマ』の一つである『心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）』を本市の教育大綱としてきたところ。このたび、当該総合計画が第7次計画として改訂されるに当たり、以下の通りとしたい。

①「第7次小樽市総合計画 基本計画（令和元年度～令和10年度）」における「まちづくり 6つのテーマ」のうち教育行政に関する目標や施策の根本となる部分をもって本市の教育大綱としたい。

- ・テーマ1 安心して子どもを生み育てることのできるまち
施策「学校教育」
- ・テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち
施策「社会教育」「文化芸術」「スポーツ・レクリエーション」

(3) 大綱の対象期間

第7次小樽市総合計画基本計画の計画期間は、令和元年度から令和10年度までとなっていることから、大綱の期間についても、令和10年度までとします。

(参考 第7次小樽市総合計画基本計画における大綱該当部分の抜粋)

(1) まちづくり 6つのテーマ

テーマ1 安心して子どもを生み育てることのできるまち

テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち

(2) 施策

施策1－2 学校教育

【現状と課題】

学習指導要領においては、グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けることができる学校教育の実現を目指すことが求められています。

未来を創る力の育成については、小・中学校ともに改善の傾向が見られるものの、子どもたちの学力の状況は全国水準に至っていないことや、一日の家庭での学習時間が短く、スマートフォン等を利用する時間が長いなど生活習慣を改善することが課題となっています。こうした課題を解決するには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、学校・家庭・地域が一体となって望ましい学習習慣及び生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加傾向にあり、障がいの重複化や多様化が見られることから、児童生徒の障がいの状態等に応じた環境を整えていく必要があります。

さらに、本市の人口減少が続く中、小樽の未来を担う人材を育成するという観点から、英語教育や理数教育、情報教育の充実を図るとともに、子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を一層充実する必要があります。

豊かな心の育成については、いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、いじめについては、関係法令等を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応など危機感とスピード感をもって対応するとともに、不登校については、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援と未然防止の取組を推進する必要があります。

また、子どもたちに基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさと小樽への誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育むため、道徳教育やふるさと教育、読書活動等を一層充実する必要があります。

健やかな体の育成については、子どもたちの体力の状況は、全国平均を上回る種目が増えるなど改善の傾向が見られるものの、持久力や跳躍能力等が全国に比べて課題となっています。体力は、精神面をはじめあらゆる活動の基盤となるものであり、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図る必要があります。

また、本市の子どもたちは、全国に比べ、朝食を毎日食べている割合が低いことや肥満傾向の割合が高いことから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育や健康教育を推進する必要があります。

家庭・地域との連携・協働の推進については、近年、核家族化や少子化等の家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化していることから、コミュニティ・スクールの導入など、学校と地域がパートナーとして連携・協働した組織的・継続的な取組が求められています。

学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現については、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進む中、教育環境の向上を図るため、小・中学校の適正な配置や施設設備の充実に努めるとともに、教育課題の多様化に対応するため、学校段階間の連携・接続の推進や安全教育の充実など、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育んでいく必要があります。

また、学校教育においては、児童生徒に直接触れ合う教員の人間性や指導力によるところが大きいことから、教員の資質・能力の向上を図るとともに、児童生徒に向き合う時間を確保する必要があります。

【施策の内容】

(1) 未来を創る力の育成

<主な取組>

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や望ましい学習習慣の確立による確かな学力の育成
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実
- ・イングリッシュキャンプ等、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる国際理解教育の充実
- ・探究的な学習や数学的活動を通して、理科や算数・数学が好きな児童生徒を育てる理数教育の充実
- ・ＩＣＴなどの技術に対応する能力や情報活用能力などを育てる情報教育の充実
- ・職場体験等の活動を通して「ふるさと小樽」のよさに気付き、自己の将来について考えを深めるキャリア教育の充実

(2) 豊かな心の育成

<主な取組>

- ・道徳科の授業改善の推進や芸術鑑賞教室等の実施により、豊かな情操を育てる道徳教育の充実
- ・教材「おたるの自然」や「小樽の歴史」等を活用した学習や小樽遊覧屋形船における講話などを通して、小樽の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解を深め、郷土への誇りと愛情を育むふるさと教育の充実
- ・小樽市子どもの読書活動推進計画を踏まえた、学校・家庭・地域における読書活動の推進
- ・自然体験やボランティア活動等の実施により、豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深める体験活動の充実
- ・言語活動等の充実により、表現しながら考えを形成・深化させ、よりよい人間関係を形成するコミュニケーション能力の育成
- ・早期発見・早期対応に向けた取組や学校と家庭、小樽市教育支援センターとの連携に

よるいじめ防止や不登校児童生徒への支援の充実

(3) 健やかな体の育成

<主な取組>

- ・学校における体育・保健に関する指導の充実や学校、家庭、地域が連携し運動習慣の定着を図る体力・運動能力の向上
- ・食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図る、学校給食や教科等を通じた食育の推進
- ・基本的生活習慣の指導など、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善する資質や能力を育てる健康教育の充実

(4) 家庭・地域との連携・協働の推進

<主な取組>

- ・望ましい生活習慣の定着や家庭の教育力向上に向けた家庭教育支援の充実
- ・「樽っ子学校サポート」など、地域ボランティアスタッフの協力による学校と地域の連携・協働の推進
- ・地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入など、学校と地域の連携・協働の推進

(5) 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

<主な取組>

- ・学校間の接続を意識した教育課程の編成・実施など、小中一貫教育の充実を図る学校段階間の連携・接続の推進
- ・校舎の耐震化や老朽化した学校施設の計画的な整備及び教育のＩＣＴ化に向けた設備などの充実
- ・社会状況やまちづくりの観点を踏まえて学校の適正な配置を図るなど、教育環境の整備・充実
- ・各種研修講座の開催など、教科指導等の指導力や法令遵守等の意識を高める教職員の資質・能力の向上
- ・学校における働き方改革の推進に向けた学校運営の改善
- ・犯罪や交通事故、災害等から身を守ることができるよう、児童生徒の危機管理能力を育てる学校安全教育の充実

施策 6－1　社会教育

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少、個人の価値観の多様化、情報技術の飛躍的発展など、社会を取り巻く環境が著しく変化する中、地域の連帯意識の希薄化による地域コミュニティの低下や核家族化の進展などによる地域・家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、全ての市民に対して、多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の持続的発展に向けた地域課題解決に資することが期待されています。

また、一人ひとりが、生涯を通じて自らの人生を設計し、生涯にわたり必要な知識や技

能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築して、人生を豊かに生きるための環境を創りあげることが重要となります。

このため、今後の社会教育の推進に当たっては、家庭、学校、地域の連携を深め、相互の協働関係を構築するとともに、社会教育の担い手の育成や活動に参画するボランティアの養成を図り、地域全体で子どもの学習機会の提供や家庭の教育力を向上することが求められています。

また、市民大学講座やはつらつ講座など市民の学習ニーズへの対応については、民間の講座と連携を図りながら事業の継続・充実を図るほか、放送大学をはじめ国や北海道等が実施する社会教育事業について市民への情報提供を行うなど様々な学習機会を提供していくことが求められています。

生涯学習プラザや図書館、総合博物館などの社会教育施設は、地域の「学び」の拠点施設として、利活用を促進し、各世代にわたる様々な学習課題に対応する事業の積極的な実施や情報発信を行う必要があります。

【施策の内容】

(1) 「学び」と「活動」の循環の推進

＜主な取組＞

- ・社会教育団体などと連携した取組の推進
- ・地域で活動する人材の育成

(2) 生涯各期における学習機会の充実

＜主な取組＞

- ・市民の多様な学習ニーズに応じて開催している「市民大学講座」、「はつらつ講座」、「やんぐすぐーる」、「生活講座」などの学習講座の充実や「老壮大学」の活動支援
- ・家庭教育支援に関する講座等の充実
- ・生涯学習プラザや学校施設の活用促進

(3) 図書館の利活用の促進

＜主な取組＞

- ・「学校ブックフェスティバル」の開催など、学校図書館などとの連携による子どもが自ら読書に親しめる環境の整備
- ・郷土資料の収集・保存、レファレンス機能の充実
- ・読み聞かせボランティアなどの市民ボランティア団体等との協働事業や大学等の他団体との様々な連携による事業の拡大

(4) 総合博物館の利活用の促進

＜主な取組＞

- ・地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究や資料収集
- ・資料展示や企画展、科学体験などを重視した普及講座の充実
- ・動態展示している鉄道施設の活用、鉄道車両の保存・修復
- ・学校教育と連携した学習支援の充実

(5) 文学館、美術館の利活用の促進

＜主な取組＞

- ・特別展や企画展、講座の充実
- ・小樽にゆかりのある作家や作品の調査・研究、資料収集及び保存

施策6－2 文化芸術

【現状と課題】

文化芸術は、情緒や感性を磨き、人々に心の豊かさや潤いのある生活を提供し、生きる上での喜びをもたらすことから、市民の文化芸術への関心が高まっており、本市の多様な文化芸術を更に発展させ、地域の活性化につなげることが期待されています。

本市には文化芸術を親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。

そのため、様々な文化芸術活動を行う市内の文化団体やアーティストに対して、活動の場の提供などの支援に努めるとともに、創作や発表する機会を拡充し、その活動内容を市民に周知することで、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図り、文化芸術活動の一層の活性化に努める必要があります。一方で、公共施設の老朽化や耐震化が課題となっています。

また、本市には恵まれた自然環境と歴史・文化が相まって、有形・無形の多くの文化遺産や史跡を有します。

このため、これら先人が築いた豊かな郷土の文化遺産の一層の発掘に努めるほか、保存・管理の観点からの積極的な活用を推進し、小樽独自の文化を感じられる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

さらに本市では、地域に根付いた祭りや芸能のほか、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われています。

他方で、人口減少や少子高齢化等の影響により、様々な文化芸術活動において担い手の高齢化や減少が進むとともに、後継者不足や活動の縮小が大きな課題となっています。

このため、小学校における「ふるさと教育」などを通じて、伝統芸能や無形文化財などに触れる機会を創出し、新たな担い手づくりにつなげるとともに、各関係団体との連携により、市民が伝統文化に触れ、参加する機会を拡充する必要があります。

【施策の内容】

(1) 文化芸術の振興

<主な取組>

- ・「小樽市文化団体協議会」などの文化団体等への支援
- ・「小樽市文化祭」などの文化芸術活動の場の充実と、団体及び個人の活動状況に関する情報発信
- ・アーティスト・バンクによる人材情報の充実と、市民の文化芸術に接する機会の拡大
- ・文化芸術活動を行う人材の育成と、指導者の養成や確保
- ・文化芸術に親しむ機会の提供と、「レピオフェスティバル」などの開催を通じた市民参加の拡大
- ・市民の自主的な文化芸術活動の場として市民会館、市民センター、公会堂などの公共施設の提供や指定管理者が行う自主事業などを通じての文化芸術鑑賞機会の充実

(2) 文化財などの保存と活用

<主な取組>

- ・「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用
- ・無形民俗文化財や無形文化財の保存継承のため児童生徒に学びの機会を創出するなど、市民参加の拡大

施策6－3 スポーツ・レクリエーション

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化や健康志向の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションに対するニーズは高まっています。スポーツ・レクリエーションは、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。さらに、生涯各期において心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。

近年は、スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになっており、スポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、医療費抑制効果があるとの調査結果もあります。

こうしたことから、スポーツを通じて心身の健康増進を図るため、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進める必要があります。

また、人口減少や少子化等の影響により競技人口が減少しているため、スポーツ団体と連携して次代を担う子どもたちを中心に競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、スポーツ団体への支援を行い、スポーツの振興と競技水準の向上を図る必要があります。

市内には多くの体育施設がありますが、その多くは供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあります。このため、市民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるよう利用状況などを考慮しながら施設の整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理による利用促進を図る必要があります。特に、利用者が多く耐震化の必要性が喫緊の課題となっている総合体育館や、市民の関心が高い、市民プールの整備を検討する必要があります。

【施策の内容】

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上

<主な取組>

- ・教育委員会や指定管理者の主催による各種スポーツ教室の開催
- ・小中学校の屋内体育館を利用した学校開放事業の実施
- ・市民歩こう運動や体力テスト会などの市民の健康・体力つくり推進事業の実施

(2) スポーツ団体との連携と競技力の向上

<主な取組>

- ・市民スポーツ大会や運河ロードレース大会などの開催
- ・各種スポーツ競技の普及啓発やスポーツ推進委員との連携
- ・子ども達のための各種スポーツ教室等の充実

(3) 体育施設の整備と利用促進

<主な取組>

- ・市民の健康増進と子どもたちのスポーツ振興に寄与する総合体育館と市民プールの整備の検討
- ・安全で快適にスポーツができる施設の適正な運営による利用促進